



文部科学省

資料3

専修学校制度の見直しについて（学校教育 法施行令の改正等について）

学校教育法施行規則等の一部を改正する省令について（案）

【改正等の概要】

令和6年の学校教育法の一部改正を踏まえ、学校教育法施行規則、専修学校設置基準等について以下の通り所要の改正を行う。

○学校教育法施行規則の主な改正事項

- ・大学の専攻科又は大学院の入学資格に、専門課程における教育との連続性に配慮した教育課程を編成していることその他の基準を満たす専攻科で文部科学大臣が別に指定するもの（適格専攻科）を修了した者を追加する（第155条第1項）。
- ・専門課程の入学資格について、大学の入学資格を得られる者と同様の規定とする（第183条）。
- ・特定専門課程（大学編入資格が付与）の基準として、課程の終了に必要な総単位数を62単位以上とする（第186条）。
- ・大学院等の入学資格に関する文部科学大臣の指定を受けた専修学校の専門課程又は専攻科を修了した者は高度専門士と称することができることとする（第186条の3）。
- ・自己点検評価の実施に関し、大学等と同様に、適切な項目を設定し、適切な体制を整えて行うこととする（第186条の5）
- ・新たに創設する専修学校の専攻科について、入学資格を短期大学及び高等専門学校の専攻科と同様の規定を設けるとともに、設置に係る学則変更の届出に関し、高等学校の届出に係る規定を準用する（第189条）。

○専修学校設置基準

- ・専門課程ににおける修了要件に関し、これまで授業時数を原則とし、単位数も可としていたところ、単位数に限ることとし、一単位の内容について大学等と同様の規定とする（第28条の2、第28条の3）。
- ・専門課程を置く専修学校は、教員及び事務職員等に必要な知識及び技能を習得させ、並びにその能力及び資質を向上させるための研修及び専修学校の授業の内容及び方法を改善するための組織的な研修及び研究を行うものとする（第40条の2）。

○その他改正及び経過措置等

- ・専攻科の学生を（独）日本学生支援機構が行う学資貸与の、適格専攻科の学生を高等教育の修学支援新制度（学資支給及び授業料等減免）の対象とする上で、所要の規定の整備を行う（独立行政法人日本学生支援機構に関する省令・大学等における修学の支援に関する法律施行規則）。
- ・施行日前に専門課程に入学した者の修了要件については、なお従前の例による（学校教育法の一部を改正する法律施行規則附則第3条）

【今後のスケジュール】（予定）

改正省令を8月上旬に公布し、令和8年4月1日に施行。（学校教育法の一部改正法の施行の日と同日）

参考：学校教育法の一部を改正する法律の概要

趣旨

専修学校は、学校教育法において、「職業若しくは实际生活に必要な能力を育成し、又は教養の向上を図ること」が目的とされ、医療、福祉、工業等の分野において、実践的な職業教育機関として人材を輩出してきた。

人生100年時代やデジタル社会の進展の中で、職業に結びつく実践的な知識・技能・技術や資格の修得に向けて、リスキリング・リカレント教育を含めた**職業教育の重要性**が高まっていること等を踏まえ、**専修学校における教育の充実**を図るため、**専門課程の入学資格を厳格化するとともに、専修学校における専攻科の設置に係る規定の創設、一定の要件を満たす専門課程の修了者への称号の付与、専門課程を置く専修学校への自己点検評価の義務付け等の措置**を講ずる。

概要

大学等との制度的整合性を高めるための措置

- ① 専修学校の**専門課程の入学資格**について、**大学の入学資格と同様**の規定とする。
※専門課程の入学資格について、高等学校等を卒業した者に「準ずる学力があると認められた者」から、高等学校等を卒業した者と「同等以上の学力があると認められた者」に改める。
※専修学校専門課程の在籍者の呼称を「生徒」から「学生」に改める。
- ② 専修学校となるために**最低限必要な学習時間に関する基準**を、大学・高等専門学校と同様に「単位数」により定めることができるようにする。

専門課程修了者の学修継続の機会確保や社会的評価の向上のための措置

- ③ 一定の要件を満たす専門課程（以下「**特定専門課程**」という。）を置く専修学校には、**専攻科を置くことができる**こととする。
※専攻科は、特定専門課程を修了した者等が、より深く学び・研究することを目的とした課程。
※一定の要件を満たす専修学校の専攻科については、短期大学及び高等専門学校の認定専攻科と同様に、大学等における修学の支援に関する法律に基づく修学支援制度の対象に含める。
- ④ **特定専門課程**の修了者全てについて大学編入学資格を認めるとともに、当該**修了者は専門士と称する**ことができることとする。

教育の質の保証を図るための措置

- ⑤ 専門課程を置く専修学校に**大学と同等の項目での自己点検評価を義務付ける**とともに、**外部の識見を有する者による評価を受ける努力義務**を定める。

施行日

令和8年4月1日

専門課程に関する規定の検討について（案）

※現在調整中の内容であり、今後変更の可能性あり

修了認定について

従来の授業時数で設定、単位に換算可という制度から、**31単位×修業年限**以上の単位で設定する制度に改正。学年制とすることは引き続き可能。

※現行で授業時数で設定している場合及び30単位で設定している場合は、年間31単位以上に組み替える必要があるが、原則として教育課程の変更を求めるものではない。

※施行日前の入学者については、従前の規定が適用される。

自己点検評価及び外部評価について

改正学校教育法で、大学と同等の項目での自己点検評価の義務付け、外部の識見を有する者による評価の努力義務化がされたことにより、その適切な実施と体制の確保について規定。

教職員の研修について

改正学校教育法により、専門課程を置く専修学校（専門学校）の高等教育機関としての位置付けが明確化されたことから、高等教育機関としての教育の質の確保を図るため、専門課程を置く専修学校には、大学と同じ研修に係る規定を整備（**教員及び職員向けの学校の教育活動等の運営に係る研修や、授業の内容・方法を改善するための研修・研究**）。

特定専門課程に関する規定の検討について（案）

※現在調整中の内容であり、今後変更の可能性あり

特定専門課程は、**修了者が大学編入学資格を得られる専門課程に新たな呼称を定義づけたもの**であることから、**特定専門課程の基準については改正前と同様**とする。

学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）
（現行）

第一百三十二条 専修学校の専門課程（修業年限が二年以上であることその他の文部科学大臣の定める基準を満たすものに限る。）を修了した者（第九十条第一項に規定する者に限る。）は、文部科学大臣の定めるところにより、大学に編入学することができる。

（改正後）

第一百三十二条 専修学校の**特定専門課程を修了した者**は、文部科学大臣の定めるところにより、大学に編入学することができる。

学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）

第一百八十六条 学校教育法第一百三十二条に規定する文部科学大臣の定める基準は、次のとおりとする。

- 一 **修業年限が二年以上**であること。
- 二 **課程の修了に必要な総授業時数が別に定める授業時数以上**であること。ただし、第一百八十三条の二第二項の規定により学年による教育課程の区分を設けない学科及び専修学校設置基準第五条第一項に規定する通信制の学科にあつては、課程の修了に必要な総単位数が別に定める単位数以上であること。

1（略）

別に定める授業時単位数は、平成10年文部省告示第125号において、1700時間又は**62単位以上**であることが定められている。こと数又はから、本条についても単位数による基準に統一することとする。

**特定専門課程の基準は、修業年限2年以上、通算62単位以上の修了
＝ 2年以上の昼間学科の基準と同様のため、当該学科はすべて特定専門課程となる
（夜間学科、通信制の学科も基準を満たせば特定専門課程となる）**

専門士に関する改正の検討について（案）

※現在調整中の内容であり、今後変更の可能性あり

（改正後）学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）
第二百五条の二 専修学校（修業年限が二年以上であることその他の文部科学大臣の定める基準を満たす専門課程（以下この章において「特定専門課程」という。）を置くものに限る。）には、専攻科を置くことができる。
第三十一条の二
専修学校の特定専門課程を修了した者は、文部科学大臣の定めるところにより、専門士と称することができる。

特定専門課程を修了した者は、専門士と称することが可能

学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）
第四条 前条の学則中には、少くとも、次の事項を記載しなければならない。
一 修業年限、学年、学期及び授業を行わない日（以下「休業日」という。）に関する事項
二 部科及び課程の組織に関する事項
三 **教育課程及び授業日時数に関する事項**
四 **学習の評価及び課程修了の認定に関する事項**
五 収容定員及び職員組織に関する事項
六 入学、退学、転学、休学及び卒業に関する事項
七・八 （略）

学則に、特定専門課程である旨及び修了により専門士と称することができる旨の記載が必要となることから、特定専門課程となる専門学校は、施行日までに学則の変更が必要となる。なお、従前にあった専門士の課程認定制度は廃止する（施行日前の入学者については、旧認定制度が適用）。

高度専門士に関する改正の検討について（案）

※現在調整中の内容であり、今後変更の可能性あり

現行制度では、高度専門士の称号を付与することができる課程と大学院入学資格を付与することができる課程は別々の文部科学大臣認定（指定）制度として運用され、認定（指定）を受けている学科も同一ではない。

そのため、今般の改正において、施行規則第155条第1項第5号に基づき**大学院に入学することができる専門課程又は専攻科の修了者が称することができる称号として高度専門士を位置づける**

（改正後）学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）

第百五十五条 学校教育法第九十一条第二項又は第百二条第一項本文の規定により、大学（短期大学を除く。以下この項において同じ。）の専攻科又は大学院への入学に関し大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。ただし、第七号及び第八号については、大学院への入学に係るものに限る。

（略）

五 専修学校の専門課程（修業年限が四年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）又は専攻科（当該専攻科を置く専修学校の特定専門課程（学校教育法第百二十五条の二第一項に規定する特定専門課程をいう。以下同じ。）における教育との連続性に配慮した教育課程を編成していることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者

第百八十六条の三 第百五十五条第一項第五号の規定による文部科学大臣の指定を受けた専修学校の専門課程又は専攻科を修了した者は高度専門士と称することができる。

学則に高度専門士と称することができる旨の記載が必要となることから、新たに指定を要する学科については、施行日までに学則の変更が必要となる。

また、高度専門士の課程認定制度は廃止されるため、当該認定のみを受けている課程については、引き続き称号を付与したい場合は、大学院入学資格の指定を受ける必要がある（施行日前の入学者については、旧認定制度が適用）。

専門士・高度専門士に関する主な制度改革事項（案）

※現在調整中の内容であり、今後変更の可能性あり

専門士

	改正前（認定制度）
修業年限	2年以上
修了認定	総授業時数が1,700時間（62単位）以上
成績評価	試験等により成績評価を行い、その評価に基づいて課程修了の認定を行っていること



改正後（特定専門課程の基準）
2年以上
<u>総単位数が62単位以上</u>
試験等により成績評価を行い、その評価に基づいて課程修了の認定を行っていること

⇒ **専門士の課程認定制度は廃止。特定専門課程を修了した者は称することが可能となる。**

高度専門士

	改正前（認定制度）
修業年限	4年以上
修了認定	総授業時数が3,400時間（124単位）以上
教育課程	体系的に教育課程が編成されていること
成績評価	試験等により成績評価を行い、その評価に基づいて課程修了の認定を行っていること。



改正後（大学院入学資格の基準）
4年以上
<u>総単位数が124単位以上</u>
体系的に教育課程が編成されていること
試験等により成績評価を行い、その評価に基づいて課程修了の認定を行っていること。

⇒ **高度専門士の課程認定制度は廃止。**
⇒ **大学院入学資格を得られる専攻科（適格専攻科）の修了者についても称することが可能となる。**

※いずれの称号も、施行日前の入学者については、現行の認定制度が適用される。



3. 専攻科及び適格専攻科 について

専攻科及び適格専攻科に関する制度改革事項について（案）

※現在調整中の内容であり、今後変更の可能性あり

学校教育法一部改正法により、**特定専門課程を置く専修学校**には、**修業年限を1年以上とする専攻科（※）を設置することができる**こととなった。

（※）**専攻科とは……**

- 目的：精深な程度において、特別の事項を教授し、その研究を指導すること
- 入学資格：専修学校の特定専門課程を修了した者又は文部科学大臣の定めるところによりこれと同等以上の学力があると認められた者
- 要件：特定専門課程を置く専修学校に設置することができる。

○専攻科の設置について

⇒高等学校の専攻科における教育課程は、法令上は学教法第58条第2項の目的と修業年限一年以上であることのほか
特段制限はなく、各学校の設置者が設置目的に従って自由に編成が可能であること等を踏まえ、所轄の都道府県への届出事項として新設する。

（参考）■学校教育法施行令（昭和二十八年政令第三百四十号）

（法第百三十一条の政令で定める場合）

第24条の3 法第百三十一条の政令で定める場合は、市町村の設置する専修学校にあつては第一号に掲げる場合とし、私立の専修学校にあつては第一号及び第二号に掲げる場合とする。

- 一 分校を設置し、又は廃止しようとするとき
- 二 校地、校舎その他直接教育の用に供する土地及び建物に関する権利を取得し、若しくは処分しようとするとき、又は用途の変更、改築等によりこれらの土地及び建物の現状に重要な変更を加えようとするとき。

（参考）■学校教育法（昭和22年法律第26号）

第131条 国又は都道府県（都道府県が単独で又は他の地方公共団体と共同して設立する公立大学法人を含む。）が設置する専修学校を除くほか、専修学校の設置者は、その設置する専修学校の名称、位置又は学則を変更しようとするときその他政令で定める場合に該当するときは、**市町村の設置する専修学校にあつては都道府県教育委員会に、私立の専修学校にあつては都道府県知事に届け出なければならない。**

○修了者に大学院入学資格を認める専攻科（適格専攻科）に係る一定の要件

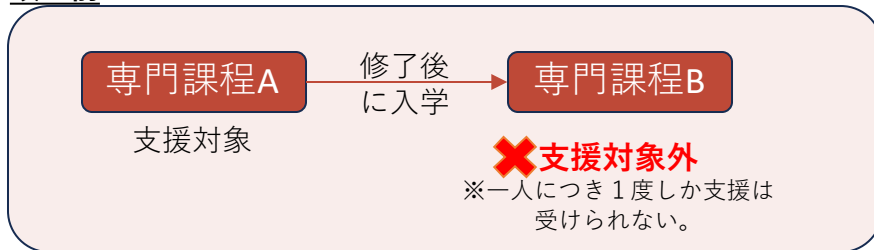
⇒現行において大学院入学資格が認められる**専修学校専門課程に係る要件を基に以下のとおり基準を定める。**

- ①特定専門課程と通算して修業年限が4年以上であること
- ②特定専門課程と通算して全課程の終了に必要な総単位数が124単位以上であること
- ③特定専門課程と体系的な教育課程を編成していること

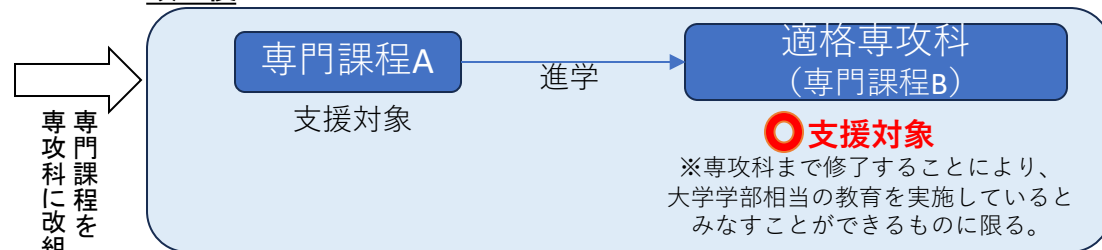
※ これに伴い、大学院入学資格が認められる専修学校専門課程に係る要件についても同様の見直しを行う。

学校教育法一部改正法により改正された大学等における修学の支援に関する法律（令和元年法律第8号）等の規定により、**専攻科のうち大学の学部**に準ずるものとして文部科学省令で定めるものについては、「**高等教育の修学支援新制度**」の対象とすることとした。

改正前



改正後



専攻科に改組
専門課程を

○大学の学部

⇒ **大学の学部**に準ずるものとして制度的な担保がなされているものについて対象とすることとし、具体的には、**大学院入学資格が認められるものを対象とすることとする。**（大学等における修学の支援に関する法律施行規則第1条関係）

（※）高等専門学校及び短期大学の専攻科について、学位規則（昭和28年文部省令第9号）第6条第1項（学士の学位の授与に関する規定）に規定する（独）大学改革支援・学位授与機構が定める要件を満たす専攻科（認定専攻科）に限ることとしている。

（参考）改正後の大学等における修学の支援に関する法律＜抜粋＞

（定義）

第二条

2 この法律において「学生」とは、大学の学部、短期大学の学科及び専攻科（大学の学部

○支援の対象となる月数【政令事項】

⇒ 専攻科については、修業年限に上限の定めがないところ、他の学校種との公平性等を踏まえ、

二十四月を限度として修学支援新制度における支援の対象とする。（大学等における修学の支援に関する法律施行令第3条関係）

※ 現行の高等教育の修学支援新制度における取扱いを踏まえ、その他所要の改正を行う。

専修学校の適格専攻科への大学院入学資格の付与について

専修学校の専攻科について

- 令和6年6月14日に公布された「学校教育法の一部を改正する法律」により、令和8年4月1日以降、特定専門課程を置く専修学校には、専攻科を置くことができることとなる。
- 専攻科の設置は、専修学校の設置者が所轄庁である都道府県への届出により行うこととする予定であり、他の学校種同様、専攻科の設置に係る教員要件や卒業要件等について特段の個別の規定は設けない予定。

大学院入学資格の付与について

- 大学院入学資格が認められる専修学校専門課程と同様の基準を満たす専攻科（適格専攻科）の修了者に対して大学院入学資格を付与するにあたり、質の保証については、以下の取組を行う。

<適格専攻科の質の保証の取組>

- 文部科学省が、基準に基づき認定 (別添1)
- 自己点検評価の実施及び公表の義務付け並びに学校教育法第132条の2第2項に基づく「外部の識見を有する者による評価」(独立した第三者による評価)を5年以内に1回義務付け
- 指定養成規則等に基づく大臣の指定等、教育課程や教員資格等に対する立入調査等 (別添2)

※参考:一定の要件を満たす専修学校専門課程の修了者に大学院入学資格を認めた考え方

各機関が個性・特色の明確化を図り、全体として一層の多様性を確保すると同時に、学習者の立場に立って相互の接続や連携を改善することにより、言わば単線型でなく複線型の、誰もがアクセスしやすく柔軟な構造の高等教育システムを構築していくことが重要である。(「我が国の高等教育の将来像(答申)」(平成17年1月28日 中央教育審議会))

修了者に大学院入学資格の付与が認められる
専修学校専門課程の指定基準

- 一 修業年限が4年以上であること。
- 二 課程の修了に必要な総授業時数（総単位数）が3,400時間（124単位）以上であること。

※改正学校教育法を踏まえ、将来的に全ての専門課程の学科が単位制へと移行することに伴い、規定を改正予定。

- 三 体系的に教育課程が編成されていること。

- 四 試験等により成績評価を行い、その評価に基づいて課程修了の認定を行っていること。

修了者に大学院入学資格の付与を認める
専修学校の適格専攻科の指定基準案

- 一 専門課程と専攻科において、修業年限が通算4年以上となるものであること。
- 二 専門課程と専攻科において、全課程の修了に必要な総単位数が通算して124単位以上であること。

- 三 専門課程と専攻科において、体系的な教育課程を編成していること。

本来、別々の課程として設置される専門課程と専攻科の教育課程が体系的に編成されていることを客観的に確認できるものを対象とする方針。このため、国家資格に係る法令等に基づき、専門課程及び専攻科において、関連する2つの資格を取得することができるもの等を対象とすることを検討。

(例)

専門課程	専攻科
看護師	助産師、保健師
2級自動車整備士	1級自動車整備士
あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師	左記の資格の教員

※改正学校教育法を踏まえ、全ての専門課程の学科が単位制に移行することに伴い、全ての適格専攻科において試験等により学生の学修の成果が評価されることとなる。

※この他、専攻科が専門課程と同等の設置基準を満たしていること等を基準に盛り込むことを検討。

【指定養成施設による取組例】

事例1 東京都の医療関係養成所の例

東京都において定めている東京都医療関係職種養成所等指導調査実施要項において、保健師、助産師、看護師、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等の養成施設に対する指導調査（集団指導、実地指導）を実施している。実地指導では、①教員に関する事項、②授業に関する事項、③学生又は生徒に関する事項、④学則等の内容に関する事項、⑤施設等に関する事項、⑥関係法令等に定める申請、届出及び報告など諸手続に関する事項、⑦財務に関する事項等について確認している。

実地指導は、原則として課長代理級以上の職にある者を長とする職員2名以上で編成して実施している。

事例2 自動車養成施設の例

国土交通省において定めている自動車整備士技能検定規則の細則において、①規則又は学則の遵守事項、②教育を行う者の資格及び教育科目の担当状況、③教育科目、時間数、教育内容等の状況、④教室、実習場、実習用機械設備、実習用教材等の状況、⑤所定の課程の修了可否の判定状況等について立入調査するよう求めている。

立入調査については、地方運輸局が立入指導の実施計画や報告等を取りまとめ、国土交通省へ報告する義務がある。

自動車整備士技能検定規則の細則（抄）

4 自動車整備士養成施設の指導について

4.1 指導方針について

立入調査により、指定及び届出に係る事項のうち次の各号に重点をおいて調査し、適切な指導を行うこと。

(参考) 専修学校の第三者評価の概要

1. 評価項目等

第三者評価で確認する項目は、自己点検評価の項目のうち教育内容に関することを中心に評価しつつ、既に養成施設指定規則等で外部による点検等がある場合などは、学校の判断で必要な項目や指標を追加、削除等をするなどメリハリを付けて評価

2. 第三者評価の実施

評価の信頼性や質の確保の観点から、評価を実施する者の専門性・中立性に関する要件を満たした者が実施

※第三者評価の実施を推進していくため、文部科学省として、評価組織の立ち上げや評価者育成のための支援、学校の教職員向け研修等の支援を行う予定。

3. 第三者評価を求める対象

第三者評価は法的には努力義務だが、大学等と同水準の質の保証が求められる場合や特別な教育課程や取組に対する認定要件に関するフォローアップが求められている場合等もあることを踏まえ、①大学院入学資格（高度専門士）が付与される専門課程及び専攻科を有する学校、②外国人留学生キャリア形成促進プログラム認定校については、令和8年4月1日から第1期間から第三者評価の実施を求める

4. 第三者評価の評価期間、結果の取扱い

第三者評価を行う期間については、実践的な職業教育を行うためには社会のニーズを適宜反映することが必要であり、期間は短めに設定した方がいいこと、また、専門学校はほとんどが4年以内の教育課程であることから、5年以内に1回実施する評価の結果を、学校のHPに掲載するなど社会へ公表するとともに、所轄庁へ報告

5. 評価の実施体制の構築

評価の実施者や教職員の研修等を充実するとともに、すべての学校が質の高い評価を実施できるような仕組みを各地域、各分野において早急に構築